

正誤表（2026年2月5日更新）

2026年度合格目標版 中小企業診断士一次試験 一発合格まとめシート 後編（経済学・経済政策、経営法務、経営情報システム、中小企業経営・中小企業政策）におきまして、以下の箇所に誤りがございました。
お詫びして訂正させていただきます。

第1章：はじめに

該当ページ	まとめシート	該当箇所	正	誤	更新日
7-9		インデックス	第1章 はじめに	第2章 経済	2026/1/15

第2章：経済学・経済政策

該当ページ	まとめシート	該当箇所	正	誤	更新日
14		1次関数の式とグラフ 最終行 グラフと文章が被ってしまい読みづらくなっています。	なお、傾きが同じ式の場合は、グラフは平行になります。	—	2026/1/15
17		4. これだけ覚える微分 上から3行目	aX^3 、 bX^2 、 cX といった aX^n の微分は右記のように anX^{n-1} と表すことができます。	aX^3 、 bX^2 、 cX といった anX^n の微分は右記のように anX^{n-1} と表すことができます。	2026/1/15

第3章：経営法務

該当ページ	まとめシート	該当箇所	正	誤	更新日
103	-	上から 3-4 行目	(監査等委員会設置会社を含む三委員会設置会社の会計参与は 1 年)。	(監査等委員会設置会社を含む委員会設置会社の会計参与は 1 年)。	2026/01/27
121	-	事業譲渡に関する留意事項 上から 1-2 行目	同一市町村および隣接市町村で	同一市町村および近隣市町村で	2026/01/27
180	-	2.国際条約 上から 11 行目 特許協力条約 (PCT)	特許や実用新案を対象とした条約で	特許や実用新案を対象とした対象とした条約で	2026/1/13
185	-	6.特定電子メール法 上から 1 行目	特定電子メール法は、正式には「特定電子メール送信の…」	特定電子メール法は、正式「特定電子メール送信の…」	2026/1/13

第4章：経営情報システム

該当ページ	まとめシート	該当箇所	正	誤	更新日
199	-	3.OSS 上から 1 行目	これらはそれぞれの頭文字を取って	これらはそれおぞれの頭文字を取って	2026/1/13
207		5.データ分析 上から 3 行目	近年では情報技術の進化に伴い、	近年では情報技術の進化にい、	2026/1/13
217		2.LAN のトポロジ 上から 3 行目	スター型はハブを中心とした複数のコンピュータを星型につなぐ方法です。	スター型はハブを中心とした複数のコンピュータをつ星型になぐ方法です。	2026/1/13

第5章：中小企業経営・中小企業政策

該当ページ	まとめシート	該当箇所	正	誤	更新日
226	02	1. 金利・為替・物価 ローカルベンチマーク 非財務情報	業務フロー	業務フォロー	2026/2/9
278	05	タイトル	中小企業の経営力、 小規模企業白書	中小企業の経営力、 小規模事業者白書	2026/1/13
279		タイトル	中小企業の経営力、 小規模企業白書	中小企業の経営力、 小規模事業者白書	2026/1/13
280		タイトル	小規模企業白書	小規模事業者白書	2026/1/13
293		4.BCP 資金 上から 6 行目	対象資金は、長期運転資金と必要な設備資金で、 貸付限度額は 直接貸付 7 億 2,000 万円	対象資金は、長期運転資金と必要な設備資金で、 直接貸付 7 億 2,000 万円	2026/1/13
315		上から 6 行目	また、 中小企業投資育成株式会社法 の特例で、資本金 3 億円超の企業でも 中小企業投資育成株式会社 の株式引受が受けられます。	また、 中小企業投資育成株式会社 の特例で、資本金 3 億円超の企業でも 中小企業投資育成株式会社法 の株式引受が受けられます。	2026/1/13

※その他、目次、SHEET6 と SHEET11 で誤記がございましたので、P.4 以降の別紙をご参照ください

以上

第5章

第5章
中小企業経営・中小企業政策
正誤表 別紙

中小企業経営・ 中小企業政策

中小企業経営・中小企業政策の概要

中小企業経営・中小企業政策はその名の通り、中小企業経営と中小企業政策の2つの分野から成る科目です。中小企業経営・中小企業政策では、例年42問出題され、前半の21問が中小企業経営、後半の21問が中小企業政策から出題されます。

中小企業経営の分野では、2025年度版中小企業白書と小規模事業者白書から問題が出題されます。
小規模企業白書

しかし、中小企業白書と小規模事業者白書はページ数にして合計1,000ページ以上ある分厚い冊子です。全部覚えるのはなかなか大変ですので、ポイントを絞って覚えることが重要です。ですが、逆に言うと、出題範囲は中小企業白書、小規模事業者白書に限られているため、経営情報システムのように、対策すらしていない範囲から出題されるということは滅多にありません。

本書では2025年度版中小企業白書・小規模事業者白書より、試験で問われそうなポイントに絞つて引用しながら、その内容を紹介しています。

中小企業政策の分野では、中小企業基本法や小規模事業者振興基本法、中小企業憲章といった中小企業に関わる法律や、中小企業向けの施策の内容について問われます。

中小企業経営の分野は毎年内容が変わりますが、中小企業政策は法や制度の改正がない限り大きな変化はありませんので、多年度で挑戦される方はこちらの中小企業政策の分野で得点を稼ぐというのも戦略の1つです。

この科目は基本的に白書や法律、施策の内容をどれだけ知っているかが問われるものですので、理解というよりはこれらをどれだけ暗記しているかが重要になってきます。なお、暗記方法などに関しては、コラムで解説していますので、よろしければ参考にしてください。

まとめシート

中小企業経営

SHEET 01 ~ 05



2025年度版中小企業白書と小規模事業者白書から、
中小企業の動向などについて

中小企業政策

SHEET 06 ~ 14



中小企業基本法や小規模事業者振興基本法、
中小企業憲章といった中小企業に関する法律や
中小企業向けの施策の内容について

SHEET 01	中小企業の統計	262
SHEET 02	中小企業の動向①	266
SHEET 03	中小企業の動向②	270
SHEET 04	スケールアップへの挑戦	274
SHEET 05	中小企業の経営力、小規模事業者白書 小規模企業白書	278
SHEET 06	中小企業関連の法律	282
SHEET 07	お金関係の支援	286
SHEET 08	共済制度・融資制度	290
SHEET 09	創業と経営力強化のための支援	294
	COLUMN 5 中小企業経営・政策の勉強方法 ①エピソード記憶の活用	297
SHEET 10	事業承継・その他の支援	298
SHEET 11	受託取引の適正化	302
SHEET 12	組合・高度化事業	306
	COLUMN 6 中小企業経営・政策の勉強方法 ②暗記カードの活用	311
SHEET 13	中小企業の成長促進のための計画	312
SHEET 14	補助金制度	316

SHEET 06 中小企業関連の法律

1. 中小企業とは

中小企業の定義

資本金または従業員数		
製造業、建設業、運輸業	3億円	300人以下
卸売業 飲食業はサービス業ではないので注意	1億円	100人以下
小売業・飲食業	5,000万円	50人以下
サービス業	5,000万円	100人以下

中小企業の特徴

- ✓ 所有と経営の非分離
- ✓ 資金調達の非公開性
- ✓ 規模の経済性が作用せず、必要資本が小さい
- ✓ 需要が均質化せず、多様で変化が激しい
- ✓ 経営者への依存度が高い
- ✓ 外部資源への依存度が高い

せい・おろ・こいん・さ
3・3・1・1・5・5・5・1

会社は
俺のもの



お金は借入金
がメイン



2. 中小企業基本法

基本理念

中小企業の位置付け

多様な事業の分野で特色のある事業活動を行い、**多様な就業の機会**を提供し、個人がその能力を発揮しつつ事業を行う機会を提供することにより我が国の**経済の基盤**を形成しているもの

期待される役割

- ✓ 新たな**産業の創出**
- ✓ 就業の機会の増大
- ✓ 市場における**競争の促進**
- ✓ 地域における**経済の活性化**



国の責務

独立した中小企業者の**自主的な努力**を前提に

- ✓ 経営の革新および**創業の促進**

隠そう強敵
(革・創・競・活)



- ✓ 経営基盤の**強化**

- ✓ 経済的社会的環境の変化への**適応の円滑化**

により、多様で活力ある**成長発展**が図られるよう中小企業に関する施策を総合的に策定・実施する責務

基本方針

隠そう強敵、資金と**資本**



資金 資本

国の責務の3つ + 資金の供給の円滑化

および**自己資本**の充実



強敵

用語の定義

✓ 経営の革新

新たな商品・役務・生産販売や役務提供方式・経営管理方法その他新たな事業活動により、その**経営の相当程度の向上**を図ること

✓ 創造的な事業活動

経営の革新・創業の対象となる事業活動のうち、**著しい新規性を有する技術**又は著しく創造的な経営管理方法を活用したもの

小規模事業者

小規模事業者者の定義

従業員数
商業(卸・小売・飲食)・サービス業 5人以下
上記以外 20人以下

資本金関係なし

中小企業憲章

中小企業政策の基本的考え方と方針を示したもの
基本理念と5つの基本原則、8つの行動指針から成る

基本理念

- ✓ 中小企業は、**意思決定の素早さ**や行動力、個性豊かな得意分野や多種多様な可能性を持つ
- ✓ 経営者は**企業家精神**に溢れ自らの才覚で事業を営みながら、家族のみならず従業員を守る責任を果たす
- ✓ 中小企業は、**社会の主役**として地域社会と住民生活に貢献し**伝統技能**や**文化の継承**に重要な機能を果たす
- ✓ 中小企業は国家の**財産**ともいべき存在である

3. 小規模企業振興基本法

小企業者

小規模事業者者とはちょっと
おおむね5人以下 定義が違う、業種関係なし

小規模事業者

事業の持続的な発展、円滑かつ着実な事業の運営を適切に支援

→ 5年間の基本計画を内閣が定め、政策の継続性、一貫性を担保

基本方針

- ✓ 国内外の多様な需要に応じた商品販売、役務の提供の促進及び**新たな事業の展開促進**
- ✓ 経営資源の有効活用、**人材の育成**及び確保
- ✓ 地域**経済の活性化**、地域住民の生活の向上、交流の促進
- ✓ 適切な支援のための支援体制の整備

基本計画

4つの目標と15の重点施策

①需要を見据えた**経営力の向上**

②経営資源の有効活用、**人材の育成・確保**

起業・創業支援 事業承継・円滑な廃業・再チャレンジ

人手不足対応、人材の育成・確保・活用

③**地域経済の活性化**、地域住民の**生活向上・交流促進**

④**支援体制**の整備その他必要な措置

国・地方公共団体・支援機関の体制・連携強化

手続の簡素化・施策情報の提供

06

中小企業関連の法律

1. 中小企業とは

中小企業基本法では、中小企業の定義を業種別に資本金、従業員数で定義しています。中小企業の定義は毎年出題されるため、絶対に覚えて、例題を解くなどして確実に点を取れるようになります。

中小企業とは、**製造業**、**建設業**、**運輸業**の場合、資本金**3億円**以下または従業員数**300人**以下、**卸売業**の場合、資本金**1億円**以下または従業員数**100人**以下、**小売業・飲食業**の場合、資本金**5,000万円**以下または従業員数**50人**以下、**サービス業**の場合、資本金**5,000万円**以下または従業員数**100人**以下の企業、と定義されています。飲食業はサービス業ではなく小売業と同じ分類だという点に気をつけましょう。表のそれぞれの頭文字を取り「せい・おろ・こいん・さ・3・3・1・1・5・5・5・1」と覚えましょう。

小規模事業者は、資本金は関係なく、従業員数で定義されます。小規模事業者は、**卸**、**小売**、**飲食業**といった**商業**と**サービス業**の場合、従業員数が**5人**以下、**それ以外**の場合、従業員数が**20人**以下と定義されています。

中小企業の特徴としては、オーナー社長が経営しているといったように所有と経営が非分離であるという点や、資金調達が非公開であるという点、規模の経済性が作用せず必要資本が小さい、需要が均質化せず多様で変化が激しい、経営者への依存度が高い、外部資源への依存度が高いなどの特徴があります。

中小企業憲章とは、意欲ある中小企業が新たな展望を切り拓けるよう、中小企業政策の基本的考え方と方針を明らかにしたもので、**基本理念**と**5つの基本原則**、**8つの行動指針**から成ります。

中小企業憲章の基本理念の概略は下記の通りです。

中小企業は、**意思決定の素早さ**や行動力、個性豊かな得意分野や多種多様な可能性を持つ。経営者は、**企業家精神**に溢れ、自らの才覚で事業を営みながら、家族のみならず従業員を守る責任を果たす。(中略) 中小企業は、**社会の主役**として地域社会と住民生活に貢献し、**伝統技能や文化の継承**に重要な機能を果たす。小規模事業者の多くは**家族経営形態**を取り、地域社会の安定をもたらす。

このように中小企業は、**国家の財産**ともいべき存在である。

中小企業憲章の基本理念や、後で解説する中小企業基本法、**小規模事業者振興基本法**といった、中小企業に関連の深い法律は穴埋め問題が出題されることがありますので、何度も目を通し、穴埋めができる程度に内容を把握しておきましょう。

2. 中小企業基本法

中小企業基本法は、中小企業に関する施策について、その**基本理念**、**基本方針**などを定めるとともに、国や地方公共団体の責務などを明らかにすることによって、中小企業関連の施策を総合的に推進することを目的とした法律です。中小企業基本法では、基本理念のなかで、中小企業を「多様な事業の分野において特色ある事業活動を行い、**多様な就業の機会**を提供し、個人がその能力を発揮しつつ事業を行う機会を提供することにより我が国の**経済の基盤**を形成しているもの」と位置付け、多数の中小企業者が創意工夫を活かして経営の向上を図るための事業活動を行うことを通じて「新たな**産業を創出し、就業の機会**を増大させ、市場における**競争を促進**し、地域における**経済の活性化**を促進する」ことを期待しています。これは産業、就業、競争、活性化の頭文字を取って「3週恐喝」と覚えましょう。

そして、国の責務として「独立した中小企業者の**自主的な努力**が助長されること」を旨とした上で「**経営の革新**および**創業が促進**され、その経営基盤が**強化**され、並びに経済的・社会的環境の変化への**適応**が**円滑化**される」ことによって、その**多様で活力ある成長発展**が図られるよう「中小企業に関する施策を総合的に策定し、および実施する責務を有する」としています。

革新、創業、強化、適応の頭文字を取って「隠そう強敵」と覚えると良いでしょう。

政府は以下の基本方針に基づいた施策を講じるものとしています。

- 一 中小企業者の**経営の革新**および**創業の促進**並びに創造的な事業活動の促進を図ること。
- 二 中小企業の経営資源の確保の**円滑化**を図ること、中小企業に関する取引の適正化を図ること等により、中小企業の**経営基盤の強化**を図ること。
- 三 **経済的・社会的環境の変化に即応**し、中小企業の経営の安定を図ること、事業の転換の円滑化を図ること等により、その変化への**適応の円滑化**を図ること。
- 四 中小企業に対する**資金の供給**の円滑化および中小企業の**自己資本の充実**を図ること。

先ほどの国の責務に「資金の供給の円滑化および中小企業の自己資本の充実」が加わった形なので「隠そう強敵、資金と資本」と覚えると良いでしょう。

なお、この法律において**経営の革新**とは新たな事業活動を行うことにより、その**経営の相当程度の向上を図ること**を意味し、**創造的な事業活動**とは、経営の革新・創業の対象となる事業活動のうち、**著しい新規性を有する技術**又は著しく創造的な経営管理方法を活用したものを意味します。

3. 小規模企業振興基本法

小規模企業振興基本法では、小規模事業の振興の基本原則を「①小規模事業者の活力発揮の必要性が増大していることから、小企業者を含む小規模事業者について、事業の**持続的な発展**を図ること、②小規模事業の**円滑かつ着実な事業の運営**を適切に支援すること」として、中小企業基本法の基本理念である「**成長発展**」のみならず、技術やノウハウの向上、安定的な雇用の維持などを含む「**事業の持続的発展**」と位置づけています。そして、小規模事業者施策について**5年間**の基本計画を定め、政策

の継続性・一貫性を担保する仕組みを作ることを定めています。

なお、~~小規模事業者振興基本法~~でいう小企業者とはおおむね従業員5人以下の事業者のことであり、~~小規模企業振興基本法~~小規模事業者とは若干定義が異なります。~~小規模事業者振興基本法~~では、基本方針を以下のように定め、政府はこれに基づき、小規模事業者の振興に関する施策を講ずるものとしています。

- 一 国内外の**多様な需要**に応じた商品の販売又は役務の提供の促進および新たな事業の展開の促進を図ること。
- 二 小規模事業者の**経営資源の有効な活用**並びに小規模事業者に必要な**人材の育成**および**確保**を図ること。
企業
- 三 **地域経済の活性化**並びに**地域住民の生活の向上**および**交流の促進**に資する小規模事業者の事業活動の推進を図ること。
企業
- 四 小規模事業者への適切な支援を実施するための**支援体制の整備**その他必要な措置を図ること。
企業

また、この基本方針に基づき令和元年に定められた基本計画として、**4つの目標**を設定し、それぞれの目標の実現に向け、**15の重点施策**が定めされました。具体的には以下の通りです。

目標1. 需要を見据えた**経営力の向上**

- 施策(1) 経営者のリテラシー（経営戦略・会計・知的財産等）向上
- 施策(2) 経営計画の策定
- 施策(3) 需要開拓・新事業展開
- 施策(4) **取引適正化**対策

目標2. 経営資源の有効活用、**人材の育成・確保**

- 施策(5) 起業・創業
- 施策(6) 事業承継・円滑な廃業・**再チャレンジ**
- 施策(7) 多発する**大規模災害**等への対応
- 施策(8) **事業継続力の強化**

目標3. **地域経済の活性化**、地域住民の**生活向上・交流促進**

施策(10) **地域経済の活性化**

- 施策(11) 地域の生活・コミュニティの活性化
- 施策(12) **地域課題解決**の推進

目標4. **支援体制**の整備その他必要な措置

- 施策(13) **支援機関**の体制・連携強化
- 施策(14) 国と地方公共団体との連携強化
- 施策(15) 手続の**簡素化**・施策情報の提供

SHEET 11

受託取引の適正化

1. 中小受託取引適正化法

独占禁止法

- 不公正な取引行為 他に私的の独占

- 優越的地位の濫用行為を規制

特別法で中小受託取引適正化法

公正取引委員会と中小企業庁が受託取引の適正化のために委託事業者へのルールを決めた

適用範囲

① 物品の製造・修理委託・特定運送委託 または 政令で定める情報成果物作成委託・役務提供委託



② 政令で定めない情報成果物作成委託・役務提供委託



委託事業者の義務

- ✓ 注文するときは直ちに取引条件などを明示する
- ✓ 注文内容などの書類を作成し、2年間保存
- ✓ 製造委託等代金の支払期日は物品等を受領した日から起算して60日以内でできる限り短い期間内で定める
- ✓ 受領日から60日を過ぎても支払いがない場合、60日後から支払日までの日数に応じ遅延利息を支払う(年利14.6%)

委託事業者の禁止行為

中小受託事業者の利益を不当に害する行為は禁止

委託事業者には11の禁止事項

- ① 受領拒否
- ② 製造委託等代金の支払遅延および手形払等
- ③ 製造委託等代金の減額
- ④ 収品
- ⑤ 買いたたき
- ⑥ 購入・利用強制
- ⑦ 報復措置
- ⑧ 有償支給原材料等の対価の早期決済
- ⑨ 不当な経済上の利益の提供要請
- ⑩ 不当な給付内容の変更および不当なやり直し
- ⑪ 協議を適切に行わない代金額の決定

2. 受託中小企業振興法

中小受託企業の振興が目的

受託中小企業

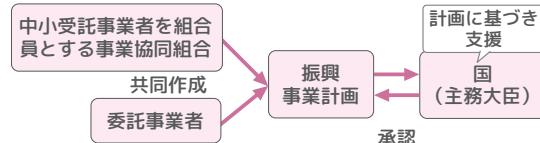
振興基準

受託中小企業の振興を図るために、

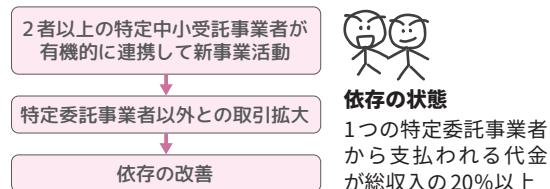
委託事業者と中小受託事業者が従うべき一般的な基準

- ✓ 効果、コスト負担等の説明を十分に行うなどの配慮をしつつ、電子受発注などの導入を積極的に働きかけていく
- ✓ 年に1回以上は価格協議を行う
- ✓ 製造委託等代金の支払いは可能な限り現金で支払い、少なくとも賃金分は全額現金で支払う
- ✓ 手形はできる限り利用しないよう努める
- ✓ 手形サイトは60日以内とするように努める
- ✓ 製造委託等代金は物品等の受領日から起算して60日以内に支払う
- ✓ やむを得ず短納期発注や急な仕様変更などを行う場合は委託事業者が適正なコストを負担する
- ✓ フリーランスとの取引においても、発注時の取引条件を明確にする書面などの交付を行う
- ✓ 委託事業者に対する協議を中小受託事業者から申し出やすい環境の整備
- ✓ 取引上の交渉の際に威圧的な言動による交渉を行わない
- ✓ 中小受託事業者の秘密情報(ノウハウ含む)の提供や開示を強要しない

振興事業計画制度



特定連携事業計画制度



基本方針	国(主務大臣)が定める
計画の作成	2者以上の特定中小受託事業者 ※特定委託事業者への依存度を年1%以上低下させる目標が必要
認定を受けると	日本政策金融公庫による融資、中小企業信用保険法の特例、直接金融の支援

取引かけこみ寺事業

中小企業の取引に関して、様々なお悩み相談と支援が無料で受けられる

- ✓ 各種相談対応 専門の相談員によるアドバイス
- ✓ 迅速な紛争解決 裁判外紛争解決手続(ADR)
- ✓ 価格交渉サポート



委託事業者の義務

取適法では、委託事業者の義務を以下のように定めています。

- 注文するときは直ちに取引条件などを明示する
- 注文内容などの書類を作成し、2年間保存する
- 製造委託等代金の支払期日は物品等を受領した日(役務の場合は役務の提供をした日)から起算して60日以内でできる限り短い期間内で定める
- 受領日から60日を過ぎても支払わない場合や、正当な理由なく減額した場合は、60日後から支払日までの日数に応じた遅延利息(年利14.6%)を支払う

委託事業者の禁止行為

委託事業者には、以下に示すような中小受託事業者の利益を不当に害する11の禁止行為が課せられています。

具体的には、①受領拒否、②製造委託等代金の支払遅延および手形払等、③製造委託等代金の減額、④返品、⑤買いたたき、⑥購入・利用強制、⑦報復措置、⑧有償支給原材料等の対価の早期決済、⑨不当な経済上の利益の提供要請、⑩不当な給付内容の変更および不当なやり直し、⑪協議を適切に行わない代金額の決定の11項目です。

なお、②製造委託等代金の支払遅延および手形払等とは、発注した物品等の受領日から60日以内で定められている支払期日までに製造委託等代金を支払わないことです。また、手形を交付することや、電子記録債権やファクタリングなどのその他の支払い手段で、支払期日までに製造委託等代金に相当する金銭と引き換えることが困難であるものを使用することも、支払遅延に該当し、禁止されます。

また、⑪協議を適切に行わない代金額の決定は、労務費や原材料価格、エネルギーコストなどの上昇について課題が見られたため、新たに設けられた項目です。

2. 受託中小企業振興法

受託中小企業振興法は、委託事業者の協力のもとに、受託中小企業の体質を根本的に改善し、下請性を脱した独立性のある企業に育てあげることを目的としています。改正前は「下請関係の改善」を中心でしたが、改正後は委託事業者の協力のもとで受託企業の自立を促すという、より前向きな振興策に転換されました。

振興基準

振興基準とは、中小受託企業の振興を図るために、委託事業者と中小受託企業が従うべき一般的な受託中小企業基準のことです。その内容の一部を紹介すると下記の通りです。

- 効果、コスト負担などの説明を十分に行うなどの配慮をしつつ、電子受発注などの導入を積極的に働きかけていく

●年に1回以上は価格協議を行う

労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストが増加した場合には、その期中においても、価格変更を柔軟に行う

●製造委託費等の支払いは可能な限り現金で支払い、少なくとも賃金分は全額現金で支払う

●手形はできる限り利用しないよう努め、手形などを使うときは割引料を中小受託企業に負担させない

●手形サイトは60日以内とするように努める

●製造委託等代金は物品等の受領日から起算して60日以内に支払う

●やむを得ず短納期発注や急な仕様変更などを行う場合は、委託事業者が適正なコストを負担する

●フリーランスとの取引においても、発注時の取引条件を明確にする書面などの交付を行う

●委託事業者に対する協議を中小受託企業から申し出やすい環境の整備

●取引上の交渉の際に威圧的な言動による交渉を行わない

●中小受託企業の秘密情報(ノウハウ含む)の提供や開示を強要しない

振興事業計画制度

振興事業計画とは、中小受託事業者を組合員とする事業協同組合などが委託事業者と共同で作成し国(主務大臣)が承認する計画です。**振興事業計画制度**では、承認された振興事業計画に基づいた事業に対し、その円滑な達成に必要な金融上の支援などが受けられます。

特定連携事業計画制度

特定連携事業計画とは、2者以上の特定中小受託事業者が有機的に連携して新事業活動を行うことにより、特定委託事業者以外との取引拡大を図ることで、依存の状態の改善を図るための制度です。特定委託事業者への「依存の状態」とは1つの委託事業者から支払われる代金が総収入の20%以上を占めることを意味しています。

この計画は国(主務大臣)が基本方針を定め、2者以上の特定中小受託事業者がそれに基づき計画を作成し、国(主務大臣)が計画を認定します。計画には特定委託事業者への依存度を年1%以上低下させる目標が含まれている必要があります。

認定を受けると、日本政策金融公庫による融資、中小企業信用保険法の特例、直接金融の支援が受けられます。

取引かけこみ寺事業

取引かけこみ寺事業とは、中小企業の取引に関して、様々な悩み相談と支援が無料で受けられる事業のことです。取引かけこみ寺事業では、専門の相談員によるアドバイスが受けられる各種相談対応や裁判外紛争解決手続(ADR)による迅速な紛争解決、価格交渉のサポートを行っています。